

令和6年度 第7回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年9月18日（水）9時30分～11時28分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、水嶋委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員（副会長）、稲垣委員、上野委員、中西委員、藤倉委員
開催形態	公開（傍聴者4人）
議 題	1 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	

議事

1 議題

(1) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 技術指針別記改定案（素案）の13項目について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 説明ありがとうございました。ただ今、「大気質」から「文化財等」までの13項目について、本日は技術指針の改定案を説明いただきました。御意見や御質問がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。どこからでも構わないと思いますので、お願いいたします。

酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

私、「触れ合い活動の場」のところで、コメントを以前に差し上げたところなのですが、その時に見落としていて、少し広域的に見たときに、その当該事業実施の地域がどういう特性を持っているのかという観点からの記載がないということに気が付きました。

まずですね、その事業実施地域全体が「触れ合い活動の場」と見なせるというようなケースがあるのではないかと思います。この技術指針は、実施地域の中にその「触れ合い活動の場」がある場合は点在しているとか、含まれているという前提で書かれているわけですが、それが1点。

もう一つは、同じような「触れ合い活動の場」だとしても、広域的に見て重要性が変わるのではないかと。例えば都市部にあって、その中のちょっとした緑地が、それ自体は取り出してみれば単体ではそんなに重要性が高いようには見えなくても、少し広域的に見たときに非常にそこは重要な緑地に、市民にとって重要な憩いの場所になっているとかといった、広域的に見たときの評価みたいな観点というのが抜けていると思いました。具体的にどうしたら良いのかということまではこの瞬間に考察は深められなかったのですが、1点言えるのは、全体が「触れ合いの活動の場」になっているであるとか、あるいは2番目に言った、広域的に見て重要あるいは希少な場所であるを見なせる場合というのは、より慎重に対応してください、ということが言えるのかなと。

それから個別のところに関しては、適宜読み替えてもらうというか、今は内部に点在する場合が想定されて、技術指針は組み立てられていますけれども、全体が「触れ合い活動の場」だと見なせるような場合とい

うのは適宜読み替えてもらおうとか、そのような記載で良いのではないかなど。今、この場ではそういうふうに思いました。よろしくお願いします。

【奥会長】 御意見ありがとうございます。今の御指摘を反映させるとしたら「1(2)」のところですかね。「項目選定する場合の考え方」のところかと思えますね。

事務局、いかがですか。まず（対象事業実施地域の）全体が「触れ合い活動の場」であるということと、広域的な中でのその位置づけと2点の視点ですね。どうぞ。

【事務局】 その場全体が「触れ合い活動の場」になるという点については、今、会長からお話ありましたが、「1(2)項目選定する事業の考え方」の中で「ア」ですかね、「対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合」、全体がある意味これに該当するというふうになるかと思っています。（対象事業実施地域の）全体がというところをニュアンスとして入れるかどうかというのは、またこちらでも検討していきたいと思えます。

あと周囲に点在する場合、そこの関係性というところですが、それも同様に「1(2)項目選定する事業の考え方」の「イ」ですが、「対象事業実施区域の周辺に存在する触れ合い活動の場」についても、フォーカスしておりますので、こちらの中で、対象事業実施区域内との関係性についても読んでいくものと我々としては考えています。

【酒井委員】 文言的にはその意味を包含しているので、このままでも構わないという言い方もできるのかと思うのですけれども、これは指針なので、そういう視点があるのだということまで気が付かせてあげないといけないような書物ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【奥会長】 どうぞ。

【事務局】 そうですね。今、酒井委員にコメントいただきましたが、実際にそういったニュアンスを記載していくのか、又は運用の中で事業者到我々から働きかけていくのか、そういったことも踏まえまして、少しそこは検討させていただければと思います。

【酒井委員】 ありがとうございます。今1点、「1(2)項目選定する事業の考え方」の「イ」のところ、（前述の意見の）2番目の項目が含まれるというようなことをおっしゃったのですけれども、私の意図が伝わっているかどうか不安なので、もう1回確認させてください。

周囲に存在する「触れ合い活動の場」との関係性という、文章に起こせばそれに含まれると言えなくもないのですけれども、私が言いたいの、少し広域的に見てその対象事業実施区域内にあるその「触れ合い活動の場」の重要性というものを考えてほしいと、そこも勘案してほしいということです。

【事務局】 ありがとうございます。今、酒井委員から御指摘いただいた点につきましては、「イ」では「周辺に存在する触れ合い活動の場」という言葉しかございませんが、そこと対象事業実施区域の関係という部分、繋がりという部分について、フォーカスしたコメントがあった方が良いのではないかという御意見かと思えます。そちらについては繰り返しになりますが、今受け止めましたので、記載をしていくか、運用の中でやっていくか、引き続き御意見いただきながら検討してまいりたいと思えます。

【酒井委員】 よろしくお願ひします。

【奥会長】 文章自体を見直すかどうか、若しくは運用で良いか、そこは御検討いただくということですので、またその検討をした結果については、別の機会に御紹介いただければと思います。

他はいかがでしょうか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 よろしくお願ひします。酒井委員からあつた「触れ合い活動の場」のところも含めてなのですけれども、プラスの影響についても今回、項目に入れていくということです。特にこの「触れ合い活動の場」のところ、「1(2) 項目選定する事業の考え方」の「ウ 触れ合い活動の場を新たに創出する場合」というのが、そのプラスの影響ということで、御説明があつたのですけれども、できれば分けた方が良いのではないかというの率は率直なところす。最初の説明を読む前にこの内容をずっと読んでいるときに、なぜここに「触れ合い活動の場を新たに創出する場合」があるのだろうかというのをずっと考えていました。ですから、これを実際に読む方が、これがプラスの影響のために、という項目と多分取れないと思うのですよね。他が全部悪いことへの影響について「ア（対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合）」、「イ（対象事業実施区域内の周辺に存在する触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合）」、「エ（その他触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合）」と並んでいて、ここに「ウ（触れ合い活動の場を新たに創出する場合）」だけなぜかプラスが入っているというのが読み取りにくいと思うので、もしプラスの影響についても評価に入れるべきということであれば、そこを外に出してやる方が分かりやすいのではないかと思いました。

あと、「触れ合い活動の場を新たに創出する」ということが、プラスの評価になることは分かるのですけれども、それだけではないですよね。プラスの評価になるのはまだ他にもあると思うので、あえて「触れ合い活動の場を新たに創出する場合」というのを抜き出してここに入れるべきかというの、もうちょっと考えた方が良いのではないかとは思ひます。例えば、その周辺の森林だとか、人が活動する場に直接関係なくても、その周辺環境、いろいろなものが日照だとか、気温の関係だとか動植物の存在する場所だとか、いろいろな「触れ合い活動の場」に良い面で影響するものというのはたくさんあると思ひます。それが創出される場合もプラスの影響になります。なので、ここにあえて「触れ合い活動の場を新たに創出する場合」ということだけを抜き出して書かない方が良いのではないかなと思ひました。以上です。

【奥会長】 今の御意見は、「触れ合い活動の場」についてはありますけれども、プラスの影響をどこにどう表現するかというのは他の項目にも関わる話です。プラスもマイナスも含めて、項目選定をした際には、目標設定をしてください、というのが今回の（技術指針改定の）基本的な考え方としてありますので、「触れ合い活動の場」だけの話ではないのですよね、今の御指摘が。なので、別にプラスの影響だけを取り出して記載すると、全体に関わる話になってきてしまうので、どうでしょうということですが。

今、「触れ合い活動の場」を見ていただいていますけれど、「1(2)項目選定する考え方」の「ウ(触れ合い活動の場を新たに創出する場合)」は、「3 環境保全目標の設定」の方に関わってきます。「3」の方の「(4) 触れ合い活動の場の創出」のところですね。ここで、新たなそういったその場を創出することによって、どういう状況を目指すのかというところもちゃんと目標として定めてくださいということに繋がっています。こういう整理を今回は全体を通してできるところはしているということですが、事務局から何かございましたらお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。今、会長がお話してくださったのですが、「3 環境保全目標の設定」の部分で、確かに藤井委員がおっしゃるとおり、プラス面の効果というところで、「(4) 新たな触れ合い活動の場の創出」以外にも、例えば「(3)」で「向上する水準」というものもございますので、プラス面の影響は、この「(4)」に記載しているものだけではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

その中で「1(2) 項目選定する事業の考え方」をどうしていくかというところ、そこについては奥会長にお話しいただいたとおり、全体を通じて整理が必要になってくる部分もございますので、いただいた御意見を踏まえて、記載の整理をしまいたいと思います。

【奥会長】 藤井委員、いかがでしょうか。マイナス面とプラス面、そこがちゃんと分かるようにまず、整理の仕方を検討していただくということになるかと思いますが、いかがですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。そうですね、項目を変えないまでも、説明のところについて、そういうプラス面の話も含まれていることを踏まえるとか、何かしら方法はいろいろあると思いますので、是非御検討いただければ。これだけ読んでみると、「ウ(触れ合い活動の場を新たに創出する場合)」でずっと悩んでいたのも、多分事業者の方もこれがどういう影響なのかということを考えてしまうかなと予測しましたので、御検討いただければと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、そこは事務局の方で検討してくださるようお願いいたします。

それではたくさんの方が手を挙げていらっしゃいますが、田中修三委員、宮澤委員、横田委員、田中稲子委員の順番でお願いいたします。田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 私の方からは評価項目の「水質・底質」ですね。事前の打ち合わせを何度か行ったのですが、その中で「水質・底質」については、評価の対象を公共用水域の水質と底質、それに地下水ということで対象として挙げているのですが、それ以外に実は湧水があります。この湧水について、必ずしも私の意見と事務局との考え方が一致なくて、今日の案になっているのですが、私の意見もこの審査会の場で御紹介しておきたいと思います。必ずしも再検討してくれという意味ではございません。それに関して、もし他の審査委員の方から何か意見があればいただければと思います。

「水循環」では、公共用水域の他に地下水プラス湧水の量と、湧水も入っています。同様にその「水質・底質」には、公共用水域の水質、底質、それから地下水が入っているのですが、湧水はここに入っていないのです。事務局としては、湧水については公共用水域のように法令等で定

められた規制基準がないということ、それから横浜市では湧水を飲料水として使うようなことも推奨していないということで、「水質（・底質）」には挙げないで、「水循環」で湧水の水質は取り扱いたいということで、今はそのような方向に行っているのですが、私は整合がちょっと取れないかなと感じがしています。

湧水というのは、地下水が地表に出てきた水ですので、地下水との関係が非常に当然深いです。ある意味では地下水の指標にもなっています。そういう意味でも、大体湧水というのは、水量にしても水質にしてもそうなのですが、地下水と一体になって、地下水に準ずるものとして扱われています。例えば、環境省で出している『地下水保全』ガイドライン」というものがあるのですが、このガイドラインでも湧水は地下水に準拠するものとして地下水の中で扱っています。そういう意味では、やはり湧水量あるいは湧水の流れ等については「水循環」で扱うのは当然なのですが、湧水の水質については「水質・底質」の地下水の水質の中で一緒に扱った方が良いのではないかという気持ちでいます。

湧水については確かにその法令等で定められた基準はないのですが、先ほどの『地下水保全』ガイドライン」では湧水は地下水に準ずるものとして地下水基準を準拠して考えているのです。それから湧水の「湧水保全・復活ガイドライン」というのもございまして、ここにはある程度の目安となるような項目とその値も出てはいます。これも法令で定めた規制基準ではないのですが、目安として出ています。

そういうものを参考にして、地下水の中で湧水の水質も考えた方が、すっきりするのではないかと今でも私は思っておりますが、冒頭に申し上げたとおり、そこは事務局と考え方が一致しないので、今に至っています。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事務局の考え方もあわせて今、田中修三委員に御説明いただきました。

【田中修三委員】 それからもう1点、言い忘れていました。

【奥会長】 どうぞ。

【田中修三委員】 湧水の水質項目の中で、基本的には地下水の水質基準等を参考にするということなのですが、それ以外に湧水中に含まれる含有イオン、イオン物質だとかあるいは同位体を測定することもあるのですね。これは、水質というよりもむしろ地下水等の流動解析をするときに使う項目なのです。含有イオンだとかあるいは同位体というのは。

したがって、この同位体とか含有イオンについては、「水循環」の方で扱った方が良いと思いますが、それ以外の水質関連の項目については、地下水と一緒に扱った方が分かりやすいという気はいたしております。

【奥会長】 ありがとうございます。事務局からは何かございますか、今の点に対して。

【事務局】 よろしいでしょうか。

【奥会長】 どうぞ、お願いします。

【事務局】 事務局の考え方については、今、田中修三委員の方から御説明いただいたところでございますが、スライドの12ページのところで、環境影響評価の対象で、公共用水域の水質と底質、地下水の水質を挙げさせていただいております。今、お話のありました地下水の水質については、一番

下の「ウ 地下水の水質」としまして「環境基本法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準、「人の健康の保護に関する要監視項目」ということで、事務局としましては規制基準等を目安として、この「水質・底質」の対象として考えていたところです。

このため、先ほど田中修三委員から御説明いただいた中にもございましたが、地下水に準拠して湧水が取り扱われるということについては、地下水を採水する方法として、湧水から採水するというケースに関しては、もちろんあり得ると思っております。ただし、その規制基準等がないという観点から、湧水は明記の方はしていないところで、地下水の方で取り扱うものと思っております。湧水の湧出の仕方、採水の仕方などによっては、地下水に限定されずに公共用水域として見る場合もなくはないのではないかとこのところもございまして、こちらについては湧水の記載をしなかったものです。

また、含有イオンのお話もしていただいたところでございますが、「水循環」の流動過程を示す指標としての水質としましては、「水循環」の項目の方で調査方法の対象として含める方向で現在検討中でございます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事務局の考えも今、説明いただいたところです。この点に関しまして、他の委員の方から御意見等ございますか。

酒井委員から「田中修三委員に質問です」ということで、「湧水の湧出地は事業実施地域外も含みますか」と。

【田中修三委員】 そうですね。調査区域の中に入っているところは対象にすると思えますけれども、必ずしも事業実施区域内に限るということではないと思えます。

【酒井委員】 私が直接言えば良かったです。湧水への影響といったときに、湧いて出てくるところの水質は、地下水の挙動というのは結構複雑で広範囲に、どこからどうやってというか、その影響する範囲をまず特定することが地下水の挙動などを知らないといけないので、結構難しいような気も素人ながら思ったので、聞いてみました。

【奥会長】 ありがとうございます。

他の委員の方、この点に関して何かございますでしょうか。

【田中修三委員】 少し私の方からも。先ほどの事務局の説明にもあり、私もお話しいたしましたが、含有イオンや同位体などの流動解析は「水循環」で扱った方が良いと思えます。流動解析に使われるこういうものは、湧水の水質というよりも流動解析のための測定項目という感じです。

湧水とは、水生生物や植物等の生態系に及ぼす重要な要素でもありますし、環境要素でもあります。それから観光資源とか文化資源としても重要な意味を持っています。場合によっては、災害時の水の確保ということもあるのですけれども、そういう視点から、「水質・底質」という項目で地下水の水質に準拠したような評価が必要なのではないかと考えています。

【奥会長】 そのようなお考えということですが、規制基準がない中で難しいということも、評価のよりどころがないということが、事務局の考えの根本にあると思えます。確かにそれは事業者からしてみれば物差しがない中で項目選定してもということはあるかと思えます。

他の自治体の例なども事務局でお調べになったのでしょうか。例えば、東京都の（環境影響評価）技術指針を見ましても、湧水は「水循環」のところでしか出てきていないようなので、事務局の説明と同じような理由で水質では扱っていないということかと思えます。

【事務局】 事務局です。よろしいでしょうか。

今表示しているところ（スライド 12 ページ）の一番下の（3の）「環境保全目標の設定」というところです。やはり、事業に伴ってどのような影響を及ぼすかという点に関して考えますと、こちらにも書いてありますとおり、（1の）「最小限にとどめる水準」ですとか、目安となるような（2の）「環境基準」等、規制基準も含めてですけれども、そういった少し明確なものでないと、項目選定をして、予測・評価をするということを明確に示していくには難しいのではないかなと思っているところです。

先ほど、例えば生物、生態系への影響などもあるのではないかというお話がございましたが、もしそういった生物の生息環境として湧水がある場を対象とするのであれば、そちら（「生物・生態系」の項目）の方で必要な調査をしていただくことを考えていくべきものなのではないかと考えているところです。以上です。

【奥会長】 何かここは折り合わないといえますか、事務局の考え方は今説明いただいたとおりですので、実際に技術指針として位置付けるというのはなかなか厳しいということかと思えます。

御意見としていただきましたので、そちらは今後何かうまく位置付けられるような、若しくは何らかの物差しになるようなものが出てきたら、将来的には位置付けていくべきではないかということだと思えます。よろしいでしょうか、田中修三委員。

【田中修三委員】 最初に紹介したように、物差しになるようなもの、目安はあるわけです。規制基準ではないけれども、ガイドラインとしてあります。それから、今のスライド（スライド 12 ページ）にもありますが、「3(1) 公共用水域の水質・底質及び地下水の水質への影響を最小限にとどめる水準」は、必ずしも規制基準に対して云々ではなくて、現状の水質等に対してそれを悪化させないというイメージだと思います。「3(2) 環境基準」以降は規制基準なのでしょうけれども、その辺がしっかりこないと私個人として思っていますが、事務局の方で決めていただいて構わないとは思っています。

【奥会長】 事務局の方も、本日御意見などを改めていただきましたので、もう一度御検討いただいて、結論を次回以降に紹介いただければと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 お願いいたします。

では、お待たせいたしました。宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 田中修三委員の話を聞いていて、予防的な観点からすると湧水を入れても全然問題ないのではと私は思います。エールを送りたいと思うのですが、事務局の方はそういうわけにはいかないのかもしれませんが。

私がお尋ねしたいことは「日影」のところですか。スライド 18 ページの 1(2)の赤字のところは、今回の改定の中で特記するような場所ということになるのですか、検討の上で。教えてください。

【奥会長】 新たに入れていただいたところですね。

【宮澤委員】 はい。赤字でただし書きがありますが、ここの部分は今回の改定作業の中で加えようという意味で、特に赤字にしたということになりますか。

【事務局】 宮澤委員にお話いただいたとおり、今回新たに記載した部分です。口頭で赤字の部分を説明しましたので、委員の皆様、傍聴者の皆様が分かりやすいように赤字で線を引いたという趣旨でございます。

【宮澤委員】 ありがとうございます。それでですね、この文章はすごく落ち着きが悪いのです。「ただし」で始まって、河川等の水面内のところでまた括弧で「ただし」で始まっていたりして、非常に苦勞の跡が伺えます。この河川等の水面内のところのただし書きですが、「(ただし、)河川等に文化財保護法に指定等されている保護すべき動植物が生息・生育している場合を除く」とあるのですけれども、このただし書きを入れたのは、やはりこのようなものについてはかなり気を使わなくてはいけないという意識で入れたわけですね。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【宮澤委員】 そうすると、河川等の水面内は、例えばただし書きの中から外してしまっ、選定することを検討するという総論でカバーして、ただしそういうおそれがない場合には除くとか、そういう選定の仕方、書き方でも足りたのではないのでしょうか。

河川等の水面内とすると、河川は基本的に外して良いのだなと思います。保護すべき動植物というのは、これは事業者の判断に任せられますから、客観的に見ると非常に重要なものだけれども、事業者の主観的な判断ではそれほど大したことないということで、簡単に外してしまうことも考えられます。そういう意味で言えば、河川というのは、確かに都市河川はあまり守るべきものはないかもしれませんが、必ずしもそうは言えない。いろいろな生態系の支えになっているところ、要素になっているところがありますから、これは基本的にはカバーする。ただそういうおそれがない場合には外すというような取扱いの方が無難ではないのかと思います。こういう書き方をすると、一人歩きしてしまうようなおそれがあるので、ここの部分は外したらどうかなと思います。意見です。

【奥会長】 事務局いかがですか。

【事務局】 今お話をいただいた部分、河川等の水面内は基本的には選定しないことができるということですが、文化財保護法に指定等されている保護すべき動植物がいる場合は対象にしていくという趣旨でございます。委員がおっしゃるとおり、これを逆手に取るということがないわけではないと思いますけれども、我々としては河川の水面内の中で選定を求めるものとして、「文化財保護法に指定等されている保護すべき動物種が生息・生育している場合」と明示しておりますので、選定しない場合はこれをある程度証明していく必要が事業者にも発生してきます。そういう意味ではある程度明確になっているとも考えています。宮澤委員からコメントがありましたとおり、文章の部分については少し工夫が必要かと思いますが、趣旨としてはこのままでも良いのではないかと考えております。

【宮澤委員】 私の意見が少し足りなかったかもしれないのですが、生態系の委員からは出なかったかと思うのですが、取るに足らないようなそういった動植物であっても、全体の生態系の環境を維持するにはそれなりの役割を果たしているということも十分考えられると思うのです。ですので、単にこのただし書きの限定だけで足りるのかという視点から見ると、ここのところは全体的な把握が十分ではないのではないかと私には思われます。事務局の見解はよく分かるのですが、少し狭すぎないかと思えます。

【奥会長】 動植物については、「生物・生態系」のところできちんと評価もしていただくということが前提で、そこに保護すべき動植物が存在していることは「生物・生態系」の方できちんと把握してもらうことになっています。

それを踏まえた上でそれらが生息・生育しているような河川であれば、「日影」の影響をきちんと評価してくださいということに繋がっていますので、この項目だけで見るわけではないです。

【宮澤委員】 そうですが、それだったらあえてこれを入れなくても良いわけですね。河川等の水面内だけではないですよ、そういう事案は。だから、なぜわざわざこれを入れるのかということが全然分からないです。その他の部分は、それなりに当然だろうと思いますけれども、なぜその生態系でいろいろな場面が考えられる中で、ここだけ引き出してやるのかが分からないので、今の言葉だけでカバーできるというのは少し不安があります。

【奥会長】 運用の中でもしっかり担保されていくところだとは思いますが、そういう御意見があったので。

【宮澤委員】 運用で担保というのは、やはり不確かなものです。基本的に運用をしっかりとやりたいのであれば、やはり明記するしかないのです。そういう意味でやはり明記した方が良いでしょう。以上でございます。

【奥会長】 この部分は、文化財保護法だけで大丈夫ですか。この括弧のただし書きです。

【事務局】 「文化財保護法に指定等されている」と「指定等」というふうにしておりますので、いわゆる重要種、注目種については、対象になるものと考えております。

【奥会長】 「文化財保護法等」なら分かりますけれども、法律名は一つしか出てなくて「等」は指定の方にくっついてます。

【事務局】 その部分については、いただいた御意見を踏まえて再度見直ししていきたいと思えます。

【奥会長】 お願いいたします。

それでは横田委員、その後に田中稲子委員、酒井委員の順番でお願いいたします。

【横田委員】 私は2点ありまして、「景観」と「水質・底質」なのですが、景観は事前の打ち合わせ等で、内容的に何かネガティブになっている部分というのはないと思えます。高層建築物の建設の景観に関して圧迫感という記載が特段なく、そこをよりクリアにできると良いと読んでいて思いました。どういったところで圧迫感の環境保全目標であったり、予測項目を充てようとされているのか、その辺りのお考えがあったら教えていただきたいと思えました。

二つ目の「水質・底質」は、スライドの12ページです。これは追記されたのか分からないのですが、「工事中に発生する工事排水又は供用時の排水等を公共下水道に放流するという理由で選定しないことができる」というところです。近年、公共下水道に接続される形で様々な流出抑制施設などの洪水対策がされていると思うのです。そういったところに影響が及ぼされるようなことはないのかが気になりました。例えば、調整池のようなところに接続されているような下水道がここでは対象になっていないということで大丈夫なのか、その辺りを少しお聞かせいただきたいと思いました。以上です。

【奥会長】 以上2点ですね。事務局に確認されたいということですので、お願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。まず「景観」ですが、お話いただきました圧迫感につきましては、現在の技術指針にも記載がございません。対象としていない認識でおります。

平成23年度の審査会で、圧迫感については基本的に大きさや色彩で配慮していくものですが、色彩はなかなかアセス段階で決まっていないということがあり、大きさという部分にフォーカスしたときに、当時の委員から、視覚を通じて工作物の大きさから受ける不快感という説明で事業者がどういう配慮をするのか疑問を感じるので、圧迫感は評価の内容から外しても良いのではないかとといった趣旨でお話をいただいた経緯がございます。それに基づいて圧迫感というものを対象から外している状況でございます。実際は、事業者が独自に、圧迫感についても予測・評価しているという実態がございます。

【横田委員】 圧迫感だから外す、外さないという話ではないのではないかと思います。近景域からの圍繞景観という捉え方ができると思いますし、圧迫感が影響する地点というのはおそらく眺望地点がそもそも改変されるような地点でもあると思うのです。ですので、圧迫感を入れる、入れないという話ではなく、近景域の景観の変化としての一形態が圧迫感ではないかと思うのです。そう考えますと、近景域の調査地点なり、調査項目の中に、圧迫感が理解できるような項目を入れておくことも、一つの影響、予測の項目の一つではないかと思います。それがもう少しクリアにできれば良いのではないかと。もし圧迫感という言葉を書きたくないというお話であれば、きちんと客観的に圧迫感を評価できる指標を入れておくことが良いのではないかと考えました。

【奥会長】 まずその点について、事務局いかがですか。圧迫感について入れたくないというわけではないと思いますけれども。

【事務局】 委員からお話いただいたとおり、我々としてもいわゆる地域景観として、郊外部でいう圍繞景観のような都市部での場の雰囲気といったものを予測・評価の対象にしていくべきかとは思っていますので、別記の中で圧迫感に繋がるような表現、又は圧迫感と書くかどうか、そういうことも踏まえて今後検討してまいりたいと思います。

【横田委員】 「緑地」という項目を新しく立てていただいたので、そことうまく相乗効果が発揮できると良いと思います。そういう視点では是非、近景域の評価のあり方を、改善を含めて入れ込んでいただきたいなと思いました。コメントです。

- 【奥会長】 ありがとうございます。参考までに、東京都の技術指針は圧迫感と明記しています。
- 【横田委員】 書いた方がやはり分かりやすいと思います。
- 【奥会長】 そこはまた検討ください。  
では、(スライドの) 12 ページのもう一つの点ですね。
- 【事務局】 「水質・底質」のところ、(スライド 12 ページの)「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の 2 段落目のただし書きで御意見をいただきました。最初の赤字アンダーラインのところですけれども、「工事中に発生する工事排水又は供用時の排水等を公共下水道」という書き方をしています。公共下水道といいますが、通常、汚水と雨水の 2 種類がございます。ここが一見すると分かりづらいのですが、公共下水道の後の括弧書きで「下水道法の公共下水道であって終末処理場に接続するものに限る」としております。これは雨水ではなくて、汚水を想定しております。汚水管に排水等を接続する場合に限定して、項目選定しなくても良いというような書き方をしております。ただし、公共下水道の基準 (の遵守) や接続するにあたっての処理方法は必要になってきますので、予測・評価の対象ではないですが、事業計画等に記載をするということは求めて、図書の中できちんと明示をすることを定めた形となっております。以上です。
- 【横田委員】 分流式で汚水管だけという理解で良いですか。合流式は入ってこないということですか。
- 【事務局】 基本的に合流式も終末処理場に接続するものとなりますので、そちらについては公共下水道の基準に基づいて接続されているものなので、「水質・底質」の対象にはならないと考えています。
- 【横田委員】 それに関して、近年、内水氾濫で、やはり排水自体の水質、内水氾濫した後の汚染物質の影響などが結構問題だったりするかと思うのですけれども、合流式の水質改善のために、例えばグリーンインフラを活用しようとか、あるいは環境用水として排水を再生させようというような話があって、それも結局合流式に流出するものの一つだと思えます。  
なぜそれをあえてここで外すのかが分かりませんでした。今まではこれがなかったのですよね。そうだから赤字になっているのですよね。新しく設定するから追記されていると思うのですけれども、なぜこれを追記するのに至ったのでしょうか。
- 【事務局】 まず (スライド 12 ページの)「1 (2) 項目選定する事業の考え方」につきましては、今回新たに追記しているところとなります。あくまで公共下水道に接続するにあたっては公共下水道の基準を満たした上で接続することを求められるということとなりますので、それについては予測・評価をせずとも、義務付けられているものということで、公共下水道の汚水に接続するものについては、予測・評価ではなく、事業計画の方で明示するという範囲を考えていたところでした。  
ただし、グリーンインフラの観点では正直なところ検討はしておりませんでした。基本的にはグリーンインフラによる水質改善につきましても、雨水で対応するものだとするならば、こちらの「水質・底質」の方で対象になるかなとは思っていたところでした。合流の観点までは整理しきれておりませんでした。

【横田委員】 そこが少し近年の動きに付いて行く必要があるのではないかと思ったところですよ。やはり調整池も完全閉鎖型というよりは、もう少しオープンにして開放水域にしていこう、開放的な緑地にしていこうという動きも非常に高まっていますし、下水道と再生水を利用した緑地の中での水路の境目がだんだんなくなってきているように思います。そういうところも少し含めて、わざわざここで外すというよりは、何か運用の中できちんと外して良いという判断をしていく方がフレキシブルではないかと感じたところですよ。感想ですよ。

【奥会長】 分流式であれば、この記述で問題ないということなのですよ。

【事務局】 そのように考えております。

【奥会長】 ただ合流式はあまり考えてなかったということですよ。

【事務局】 合流式の場合ですと、雨水も公共下水道、合流式の下水管に接続されてしまうところを踏まえれば、先ほどのグリーンインフラの視点というところという、再度整理が必要と思っております。

今回、内容を記載したところにつきましては、メリハリの観点から何か検討できないかということを入れたところですよ、広く捉えられるようにするべきという御意見を踏まえるならば、記載は再度検討をさせていただきます。

【奥会長】 それでは、ここは今の横田委員の御意見を踏まえて検討ください。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 横田委員、よろしいでしょうか。

【横田委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。田中稲子委員、お待たせいたしました。

【田中修三委員】 先に関連で良いですか。

【奥会長】 どうぞ、田中修三委員。

【田中修三委員】 ここは「選定しないことができる」ということで、「選定しない」というわけではございませんので、仮に公共下水道に繋ぐ場合でも、場合によっては、使用時の排水の水質によっては、現在の下水道法でいう排除基準等の項目ではないけれども、環境への影響が非常に懸念されるというような場合があります。例えば現在、大きな問題になっているのはPFAS（有機フッ素化合物）です。PFASのようなものは基準がございませんので、排除基準の中でやるということになっても、環境への影響はないわけではない。そういう場合には当然、評価項目として考えていかなければならないと思っておりますので、ケースバイケースで、仮に公共下水道に繋ぐ場合でも、評価項目として出していただきたいと審査会の方で意見を申すことはできると思っております。

あとは、過去の横浜市だけではないのですけれども、環境影響評価書の評価で公共下水道に繋ぐ場合は、特に先ほど言ったPFASのような特別なものがなければ、大体これは下水道法の規制に従ってやるということで、環境影響評価項目から外すというのは決して珍しいことではないですよ。以上ですよ。

【奥会長】 ありがとうございます。補足で御意見いただきました。ありがとうございます。

では、田中稲子委員どうぞ。

【田中稲子委員】 「日影」に関して、先ほど宮澤委員からの御指摘があったところではあるのですが、同じ赤いところで「若しくは」の後の文章ですが、工業専用地域内に限定される場合は、日影を選定しないことができると思います。しかし、工業専用地域内でも、保育施設とか子どもの成育環境に関わる施設というのが建設可能な状態にはなっているのです、除外条件として載せるのが良いのか、記載方法は検討いただきたいのです。最初から選定しないことができるとしてしまうと、不利益を受ける対象者が出てしまうと思いましたので、少しこの辺り検討していただけないでしょうか。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか、今の御意見に対しての事務局の見解をお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。確かに我々の方で、今回選定しないことができる条件として、居住環境への影響が少ないというところで、横浜市建築基準条例で指定されていないという理由で、工業専用地域を対象にしておりますけれども、今委員からお話いただいた、配慮が必要な施設等もございますので、「選定しないことができる」なので、運用の中で拾っていくのか、それともその部分についても記載していくのかと、様々な対応ができるかと思えます。そちらについては事務局の方で検討させていただきます。

【田中稲子委員】 はい、よろしく願いいたします。

【奥会長】 以上でよろしいですか、田中稲子委員。

【田中稲子委員】 はい。

【奥会長】 酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 先ほどの「日影」の赤字の部分の話の続きなのですけれども、全体に関わることを気がついたので、発言させていただきます。

まず赤字のところのスペシフィックな話としては、単純に二重否定になってすごく分かりにくい文章だと思いました。それと、先ほどの藤井委員と同じことなのですけれども、ここだけ貴重な動植物に対する、意味を読み解いた上で特別に扱いなさいと言っているということなのですけれども、ここだけで書いたのはすごく特異な唐突な印象を受ける。なぜ他に書いていなくてここに書いてあるのかと。何か裏を読んでしまう。具体的な何か事例を想定されているのではないかと、過去に何かトラウマになるようなことが横浜市であったのではないかと、そういう印象を与える文章なので、表現を見直していただいた方が良いのではないかなと思いました。

それともう一つ。より重要な全体に関わることなのですけれども、「選定しないことができる」という言い回しが議論の中で出てきています。ここにも書いてあるのですけれども、その意味は、それ以外は選定することがマストであると言っているのに等しくて、とても強い言い方だと思うのです。その使い方なのですけれども、日影のところ言えば、全体を通じたニュートラルな書き方で「選定することを検討する」というのが標準的に書かれているかと思うのですけれども、これはかなり事業者の自由度がある。全体として環境影響評価でどの項目を選んで何をやるかというのは事業者の自由という理念が反映されているかと思うのですけれども、その中で部分的・局所的にマストであるということが、

しかも「選定しないことができる」という言い回しを用いることによって唐突にそこが強く指導されているというのはとても奇異な感じがします。「選定することができる」、「選定しないことができる」、「選定することを検討する」という意味をそれぞれのところで適切なのかということ、改めて全体を精査していただくのが良いのではないかと感じました。

【奥会長】 ありがとうございます。

「日影」のただし書きのところは、文章が分かりにくい、それから河川のところを本当に除外して良いのかといったところを、御指摘いただいておりますので、事務局の方で改めて検討いただければと思います。

それから、「検討する」、「選定しないことができる」、「選定することができる」。表現が異なっているところの意味するところに、使い分けられているのであれば、それがしっかり伝わるようになっているかどうか。

【酒井委員】 「日影」のこの記載があることによって、「選定することを検討する」というのは、実は「選定しなさい」と読み替えるべきなのではないかと、全体的に解釈が変わる可能性があると思っています。なおさらこの部分というのは慎重に検討した方が良いのではないかと思います。

【奥会長】 「日影」のところもそうですけれども、全体を通して、確認いただいて、ここは「選定することを検討する」なのか「選定するものとする」なのか。

基本的には事業者が判断していくということなので、選定しない場合もその理由は明確にさせていただくということにはなるのですけれども。

その表現のところですね。全体として確認をさせていただいて、後日、報告いただければと思います。よろしいでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。今、会長から整理していただいたとおり、検討してまいりたいと思います。

我々としては、あくまで「選定することを検討する」、事業者が検討していく中で、会長がおっしゃいましたが、選定する、しないのときの、しない理由として、今回ただし書きで書いたことを書けるという整理にしたいと考えていたのですけれども、少し分かりにくいという御意見もいただきましたので、表現については改めて検討してまいります。

【奥会長】 お願いいたします。

【酒井委員】 伝わったかどうか不安なのですが、選定しないことができる」というように、「何々については選定しないことができる」と書いてあると、「それ以外は選定しなさい」と読めるのです。それと「選定することを検討する」と、「選定するもしないも自由ですよ」と自由度を持たせているというところと、自由度はどれぐらいあるのかというのが分からないのです。なので、まずそこを事務局としてどのように自由度を持たせているのかということを確認されて、それがきちんと文章で表現されるようお願いできればと思いました。

【事務局】 今のところなのですが、「選定することを検討する」というのは、以下のものに該当した場合は、「選定することを検討する」ということで、この場合ですと、「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」(のいずれか)に該当した場合は「必ず検討してください」という意味で、検討したうえで選定しないのであれば選定しない理由をしっかりと記載していただきたいとい

うこととなります。除外の規定に関しては、「こういう場合にあっては選定しないこともできます」ということで、これを、例えば選定しない理由に書いていただくということが可能になるのかなど、事務局としては考えているところです。そのようなニュアンスで記載しているということを理解していただければと思います。

【奥会長】 酒井委員、いかがですか。

【酒井委員】 検討するという日本語ですよ。少し自信なくなりました。

【奥会長】 今、事務局が説明してくださったとおりなのですから。

【事務局】 全体が分かりにくいので、ニュアンスとしてはそういう意味合いで記載しているのを理解していただければと思います。

【酒井委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 記載方法だとか、文章の流れだとか、事務局で誤解のないように整理をしていただくようお願いいたします。

田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 「地域交通」の部分で少しコメントです。まず、(スライド 20 ページの 1 (1) 環境影響評価の対象に)「ア (交通経路の分断)」、「イ (交通混雑)」、「ウ」と3点書かれている中の「ウ 歩行者の安全」です。交通に関しては、歩行者の安全が重要なのはもちろんですが、他にも自転車もあります。自動車ももちろん安全性は重要なので、歩行者の安全と限定的に書くほうが良いのか。それよりも「交通安全」という表現にしてはどうかと思いました。以前、この点をコメントでお送りしたら、事務局から別表2で「歩行者の安全」という記載が細目名で並んで挙がっているので、そのようにしているということでした。そのときに私が意見を言わなかったのがいけなかったのかもしれないですけども、別表2も併せて「歩行者の」と書くよりは「交通安全」あるいは「歩行者等の安全」といった書き方が良いのではないかと思った次第です。

続いて、別記を読んだ中で、予測の方法について定量的に予測をなささいというようなことが書かれているのですが、安全性についての予測については、これまで定量的な評価が行われていなかったと思っています。これについても、例えば自動車と歩行者の動線が交錯する箇所の数とか多少はやり方はありますので、そういったことも例示として示した方が、技術指針としては使いやすいものになるのではないかと思ったところです。現状、「その他適切な方法」という記載はあるのですが、もう少し具体的な方法を示した方が分かりやすいのではないかと思ったところです。

それから、もう一つも別記の内容です。別記に「6 環境の保全のための措置」というものがありまして、事業者が行う対策として「代替道路の設置に関する措置」といった内容があります。道路など別のルートを確認するといった措置になるかと思うのですが、併せて例えば信号の制御を調整するとか、交通規制を変えるとか、運用で対策をすることも考えられますので、そういったものも記載してはどうかと思いました。もちろん、「その他適切な措置」にそれらも含まれるわけですが、これは先ほど言ったように、技術指針として事業者がこれを参考にして検討するわけですので、その選択肢としてそういったものもあるのだということを示してあげた方が親切なのではないかと思ったところ

です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事務局の方はいかがですか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。事前のやり取りの中で、こちらの御説明がなかなか上手くできていなくて大変恐縮です。

まず、「歩行者の安全」ですが、先ほど御紹介いただいたとおり、現行の別表2の細目として、安全に関しては歩行者に限定して記載がされていたというところがございます。現行のものをベースとして今回別記を作ったというところで、「歩行者の安全性」と限定をした記載となっております。これを自転車ですとか自動車も含めた安全性というところで、どこまで拡大できるのか。予測・評価の記載方法ですとか、そういったところも含めまして、改めて御専門の田中伸治委員に御相談させていただきたいと感じているところがございます。定量的なところについても、安全に関して特にということで、どのような記載をするべきかどうかについて、併せて御相談をお願いしたいと思っております。

信号制御や交通規制ですが、これらにつきましては警察等が主体となって決定されるものと聞いております。事業者による実行可能性がどこまであるかというところもございまして、具体例として記載をしていないところですが、「その他適切な措置」で記載を妨げるものではないと考えているところです。以上です。

【奥会長】 田中伸治委員、いかがでしょうか。

【田中伸治委員】 ありがとうございます。検討をお願いいたします。

3点目の信号制御や交通規制に関しては、確かに警察等が決定する内容で事業者が必ず実施できるわけではないのですが、この「6環境の保全のための措置」の1行目に実行可能な範囲で検討すると書いてありますので、そういった相談を交通管理者の警察に持っていくことは可能だと思います。その意味で、そういう方法もあるのだということを経験指針の中に示しておくことはできるのではないかと思います。以上です。

【奥会長】 では、事務局の方で検討くださるようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 それでは、片谷委員が11時20分頃には退出しなければいけないということですので、先にどうぞ。

【片谷委員】 さっき横田委員が指摘されたところで、「景観」の圧迫感の話です。あれは私も非常に賛成です。私が委員をしていた長野県や山梨県では、道路事業で橋梁の圧迫感という話は何回も出てきました。かなり重要だという認識でいますので、是非これは入れていただくのが良いかと思いました。

あと質問というか、指摘なのですが、例えば先ほど出てきました「触れ合い活動の場」スライド22ページの「3 環境保全目標の設定」のところを見ると、(2)に「利用経路が維持する水準」と書いてあるのですが、日本語として分かりにくいですね。前のページの地域交通を見ると、「円滑な通行が確保される水準」と書いてあるのですが、こちらの方が日本語としてすっきりしています。他にもいくつかあるのですが、「する」と「される」を意識して使い分けられているようにもあまり見えないので、もう一度これを確認していただくと良いか

と思います。表記上だけの問題ですので、そんなに重大ではありませんけれども。

あと、先ほど議論になった「選定しないことができる」というのは、私はこの表現を使ったからといって、それに該当しない場合はマストであるということではないと認識をしています。要は、先ほど事務局から説明があったように選定しない理由として使えるという意味であって、該当しなければマストという扱いをしているということは、恐らく私はないと認識をしています。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、ただいまの御指摘も踏まえて、表現の部分を通して確認、見直しをお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。利用経路の部分については、委員の御指摘のとおり表現を見直したいと思います。「1(2)項目選定する事業の考え方」に利用経路という単語があるので、統一感を持って書いた方が良いと思って出したのですけれども、伝わるように少し表現を見直したいと思います。

あと、「する」と「される」についても我々として意識している部分はあるのですが、まだまだの部分もございますので、そこは引き続き見直していきたいと思います。以上でございます。

【奥会長】 はい、お願いします。それから圧迫感を入れることにも賛成だという御意見もございました。

では、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 全体の手続きについて教えていただきたいです。スライド25ページに意見聴取の進め方の流れが書いてあるのですが、「⑦意見公募の結果等について」の後に⑧とか⑨はないのですが、これは⑦で終わりということでしょうか。事務局、教えてください。

【奥会長】 お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。審査会では⑦までなのですが、意見公募の結果等を委員の皆様へ審査会でお示しした後、⑦以降にこの技術指針を施行という形を想定しております。

【事務局】 補足です。先ほど御説明したように、1月にまず素案を提示させていただきまして、その後に（市民）意見公募を1か月間行います。その意見を踏まえて、事務局の方で素案から案に向けて、文章を直す必要があれば直していきます。最終的な案を3月の審査会で意見公募の結果と併せて委員の皆様へお示しして、それで良いかどうかを判断していただくという流れになります。

【宮澤委員】 他の時にもしばしば、市民意見の結果の紹介の時期をなるべく繰り上げて、早い時期に委員に示してくれないかと私はお願いしているかと思いますが、ここの手続きにおいてもそんなふうに思います。事務局が一生懸命考えてくれる、それから委員の先生方もきちっと考えるということですが、それで十分ではないわけで、残念ながら市民が持っている意見は結構重要なきはいくらかでもある。そうすると、市民の意見をできるだけこの審査会でも反映できればしたいのです。そういう機会をなるべく早いところに持ってきてほしいというのは、これも含めて全体手続で考えてほしいところです。

例えば本件で言えば、⑦の結果を踏まえて各委員が検討して、もう一

度議論する機会、もちろん全くしないで済むこともあるかもしれませんが、少なくともそういう機会があった方が、私は市民意見を重視しているという姿勢を見せる意味でも大切なのではないかと。事務局において、なるべく市民公募の手續を前倒しにしていくような検討をしてほしいと考えています。以上です。

【奥会長】 はい、事務局いかがでしょうか。

【事務局】 前倒しは難しいのです。意見公募は先ほど御説明したように、1月末には素案を示しますので、2月上旬から約1か月間になります。2月から3月上旬くらいまで意見公募を行いまして、そこで出た意見に対して、意見公募の手續として行政側がどう対応するかをまとめる必要があります。そこでまとめたものを審査会にお示しし、事務局の考え方（対応）に沿って素案から案に変えた内容について、委員の皆様にご意見をいただくという流れになります。

【宮澤委員】 そこはなかなか動かすのは難しいとしても、市民の意見公募は⑦の前の段階ではやらないのですか、やるのですか。①から⑦だったらどこの辺りになるのですか。

【事務局】 委員の皆様にご本編や別記について伺った御意見を反映させて、再度10月から12月の間にお示しします。そこで再度御意見をいただいて、それを踏まえて事務局で1月の中旬から下旬くらいに素案を審査会にお示しします。「それで良いです」という話になれば、その素案をもとに意見公募を1か月間、3月上旬くらいまで行いまして、その意見を踏まえて、事務局で案を作成して、3月の中旬から下旬くらいの審査会でお示するというような流れになります。

【宮澤委員】 簡単に言うと、審査会で市民の意見を知って、再度自分たちの意見を検討するというような機会がないのかなというのが一つの疑問だし、希望なのです。そうした市民の意見は、できれば本当はなるべく早い段階であった方が良いわけなのですが、そういう機会が今までもそのようなのですけれど、基本的に市民意見が報告みたいになって、その後審査会で非常に重要な見直しをしなければいけないというようなことに気づいても、なかなか手続的には出来なかつたりするようなことがあったと思うのですね。

そのため、この市民意見の公募をなるべく尊重して、重要なことなのだという意識を持つような手続、順番を考えてほしいと。今回は無理ならそれで構わないのですが、今後のこととして意見申し上げます。

【奥会長】 パブリックコメントは、手続として素案ができた段階でパブリックコメントにかけることになっています。

【宮澤委員】 それは構わないのですけれど、もっと早い時期に意見をなるべく拾い上げるような手続を考えるべきだと申し上げています。パブリックコメントを最後の段階でやるのは構わないです。パブリックコメントを受けた後、更に（審査会で）検討は多分してないです。それは全部行政に任されています。そうではなくて、審査会でもそういうことができるような機会を作るべきで、それを考えてほしいということです。

【事務局】 パブリックコメントの結果を踏まえて、市民意見とその対応について審査会の中でお示しします。それに基づいた案をお示ししますので、こういうふうにした方が良いのではないかといた御意見があれば、その

ときにおっしゃっていただければ良いかと思います。

【宮澤委員】 そうしますと、⑦の後に手続きがまだあるということですね。

【事務局】 ⑦で意見公募の結果と合わせて、事務局が案を提示しますので、その案に対して御意見をいただければよろしいのではないかと思います。

【宮澤委員】 そこで時間を取ってもらえると理解してよろしいですね。

【事務局】 はい。

【奥会長】 ⑥と⑦の間に意見公募が1か月間あるということで、意見公募の結果を整理し、市の見解も併記された資料が⑦の審査会の場に出てきて、審査会でそれを踏まえて議論し、最終案を固めるということで、⑦はこの審査会で議論するということです。

【宮澤委員】 丁寧にやっていることはよく分かりますが、本日みたいなかなり時間をかけた議論が各項目でできにくいだらうと思います。私としてはそういう機会のときも市民意見を反映できるような手続的な流れがあったら望ましいのではないかとということで申し上げました。今後もし可能であれば、そういうことも考えて手続の流れを作ってもらえればありがたいと思います。

【奥会長】 御意見ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【藤井委員】 少し確認だけ。短くします。

今回、ポジティブな環境保全目標やプラス面の環境影響がある場合はその実行についても記載を求めるということで挙げていただいています。が、「生物・生態系」、「緑地」、「水循環」などにも、それは入っていたのでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ

【事務局】 事務局です。前回重点5項目（「温室効果ガス」、「生物・生態系」、「緑地」、「水循環」、「廃棄物・建設発生土」）の説明をさせていただきましたが、特にその5項目については、ポジティブな要素、プラス面の要素は盛り込んでおまして、「緑地」についても新たに緑地を創出するとか、「生物・生態系」についても同様に向上する水準など、プラス面の効果については記載をしております。

【藤井委員】 ありがとうございます。「触れ合い活動の場」のところで引っかかってしまったので色々御質問しましたけれど、了解いたしました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

最後に一点だけ。ポジティブな側面を記載するということでしたら、スライド19ページの「風環境」のところも事業をやることで風環境が改善されるケースが全くないわけではないです。ランクが例えばCとかDだったものがBに改善されたケースも今まであったので、ポジティブな面を「風環境」でも入れられるのではないかなと思ったのですがどうでしょう。

【事務局】 ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、過去の事例も確認した上で検討させていただきます。

【奥会長】 はい、お願いします。実際そういう事例があると思います。

他はよろしいでしょうか。よろしいようでしたら、今後の流れは先ほども御説明いただいたようですが、改めて事務局からございますか。

【事務局】 先ほどスケジュールについて御説明をさせていただきましたが、次回につきましては、別記のうち「土壌」、「地盤」、「安全」について御意見

をお伺いします。今後、本編、別表、別記についてこれまで多くの御意見をいただきましたので、それらを踏まえた案を作成し、お示ししていきたいと考えております。以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。酒井委員、挙手されていますね。

【酒井委員】 「(環境影響評価項目として選定することを) 検討する」ですけれど、「検討する」という文言が取れば良いのではないかと思いました。見ていると、他の項目ではそのような言い回しをしてないところもあったりして、検討という自由度があるというメッセージを送っているようにも読めるので、そこが良くないのではないかと。私の意見は単純に、「検討する」を削って、「選定対象とする。ただし、」として、選定対象から除けるものを特記する文章が分かりやすいかと思いました。

【奥会長】 文章表現は事務局でお考えいただくということではありますが、自由度があるという前提なのですよ。

【事務局】 はい。

【酒井委員】 選定しないことは理由を挙げなければならないということであれば、選定するか、理由を述べた上で選定しないかのどちらかしかないはずで。どちらでもない、つまり何となく触れないというのは許されないはずなので、その確認をまずしたいところではありますけれど、時間がないかと思うので、そういう意味もあり得るということで検討をお願いできればと思います。

【奥会長】 次回、(別記が) 残り3項目ありますから、ここの議論をするときに、事務局で整理した結果も踏まえて、改めて御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

他はよろしいでしょうか。今後、また委員の皆様は各項目に関して個別に御相談等があるかと思っておりますけれども、引き続き御協力の方よろしく願いいたします。

よろしければ本件に関する審議は、本日はこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただけますようお願いいたします。

では、以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたしましたので事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料

- ・ 環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料
- ・ 別紙1 技術指針別記改定案 (素案) : 大気質 事務局資料
- ・ 別紙2 技術指針別記改定案 (素案) : 水質・底質 事務局資料
- ・ 別紙3 技術指針別記改定案 (素案) : 騒音 事務局資料
- ・ 別紙4 技術指針別記改定案 (素案) : 振動 事務局資料
- ・ 別紙5 技術指針別記改定案 (素案) : 悪臭 事務局資料
- ・ 別紙6 技術指針別記改定案 (素案) : 低周波音 事務局資料
- ・ 別紙7 技術指針別記改定案 (素案) : 電波障害 事務局資料
- ・ 別紙8 技術指針別記改定案 (素案) : 日影 事務局資料
- ・ 別紙9 技術指針別記改定案 (素案) : 風環境 事務局資料

- |       |                        |       |
|-------|------------------------|-------|
| 別紙 10 | 技術指針別記改定案（素案）：地域交通     | 事務局資料 |
| 別紙 11 | 技術指針別記改定案（素案）：景観       | 事務局資料 |
| 別紙 12 | 技術指針別記改定案（素案）：触れ合い活動の場 | 事務局資料 |
| 別紙 13 | 技術指針別記改定案（素案）：文化財等     | 事務局資料 |